

# 三田市バドミントン協会規約

## 第1章 名称及び事務所

第1条 本会は三田市バドミントン協会と称する。

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

## 第2章 目的及び事業

第3条 本会はバドミントンの健全な普及、発展を図り、合わせ本義を通じて体位の向上と相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 各種大会、競技会の開催及び運営
2. バドミントンに関する講習会、資料の収集、ホームページなどによる情報の発信
3. 同じ目的を有する諸協会及び諸団体との連絡
4. その他本会の目的達成に必要な事項

## 第3章 会員の資格及び会費

第5条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する者とし、原則として団体加入とする。

第6条 本会の年会費（登録費）は、別途定める。

## 第4章 役員

第7条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 1～2名

理 事 若干名

会 計 2名（正副1名ずつ）

監 査 2名

事務局 2～3名

第8条 会長は総会において推薦委嘱する。会長は本会を代表して会務を統括する。

第9条 副会長は総会において推薦し会長が委嘱する。副会長は会長を補佐し会長事故ある時はその職務を代行する。

第10条 理事は総会において推薦し会長が委嘱する。理事は登録者数が原則として10名以上の各団体（小中学生の指導を主とする団体、各中学校、各高校の部活動に属する団体は除く）から1名推薦し、本会の運営にあたる。但し欠員が生じた場合は、その団体で補充する。

第11条 会計は理事会において理事の互選により選出し、総会の議を経て会長が委嘱し、本会の会計を処理する。

第12条 監査は理事会において理事の互選により選出し、総会の議を経て会長が委嘱し、本会の会計を監査する。

第13条 事務局は理事会において理事の互選により選出し、総会の議を経て会長が委嘱し、本会の事務を処理する。

第14条 第7条に定める役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第15条 役職等

1. 本会は必要により理事会の議を経て、名誉会長、顧問、参与を置く事ができる。

## 第5章 会議

第16条 本会の会議は総会、理事会、本会主催の各大会の組合せ抽選会とする。

第17条 総会は第7条に定める役員、加入団体代表者及び以上の者の代理人を以って構成し、毎年1回定期的に会長が招集し、議長となる。

第18条 総会は加入団体代表者の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。総会における議事は出席者の過半数を以って決する。

## 第6章 会計

第19条 本会の経費は年会費、補助金、当協会主催大会の参加費及びその他の収入でこれに充てる。

第20条 本会の会計年度は毎年3月1日に始まり、翌年2月末日を以って終わる。

第21条 決算は、会計年度終了後に監査を受け、役員会を経て、総会に報告しその承認を受けなければならない。会計年度終了時に剰余金のある時には、翌年度に繰越をする。

## 第7章 加入及び脱退

第22条 本会に加入する団体は所定の手続きにより、協会に届け出るものとする。

第23条 本会を脱退する団体は所定の手続きにより、協会に届け出るものとする。

## 第8章 その他

第24条 本会の規約は、総会の議決がなければ変更することができない。

第25条 本規約に規定されない必要事項及び細則は、役員会において決定する。

【附則】 この規約は平成30年4月1日から施行する。